

諫早労働基準監督署発表  
令和6年3月11日(月)

担 当	諫早労働基準監督署 署長 西川 伸之
	○監督課長 八木 徹 (電話) 0957-26-3310

## 最低賃金法違反容疑で書類送検

諫早労働基準監督署(署長 西川 伸之)は本日、エバートラスト合同会社及び同社業務執行社員を、最低賃金法違反の疑いで諫早区検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者3名に対し、令和5年3月分の1か月間の定期賃金全額(約53万円)を、所定支払日までに支払わなかった疑い。

### 1 被疑者

- (1) エバートラスト合同会社  
所在地：長崎県諫早市久山町  
事業内容：飲食業
- (2) 業務執行社員A

### 2 違反条文

被疑者エバートラスト合同会社、被疑者Aともに、最低賃金法違反  
同法第4条第1項(最低賃金の効力)  
同法第40条(罰則)  
同法第42条(両罰規定)

### 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは被疑者エバートラスト合同会社の労働者3名に対する令和5年3月分の1か月分(令和5年3月1日から同年3月31日まで)の定期賃金総額約53万円を所定支払日に長崎県最低賃金(令和5年3月に適用された最低賃金額：1時間当たり853円)以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

#### 4 参考事項

賃金は、労働者の大切な生活の糧であり、また、最低賃金は、その賃金の最低額を保障することによって、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定に資すること等を目的として定められた重要なものです。

賃金支払いの確保は使用者が果たすべき基本的責任であり、この基本的責任を果たさずに賃金不払を発生させ、労働者の生活を脅かした使用者に対して、当署は司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

**【参照条文】**

**○最低賃金法**

**(最低賃金の効力)**

**第四条** 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項から第4項 略)

**(罰則)**

**第四十条** 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

**(両罰規定)**

**第四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。